

鎌倉市屋内型Wi-Fi接続環境整備事業説明会

平成27年12月7日・9日 鎌倉市生涯学習センター
平成27年12月8日 大船ルミネウイング

(公益社団法人)鎌倉市観光協会

【 1 】 補助対象者



市内に所在する店舗、社寺、宿泊施設、文化施設、
その他外国人観光客の利用が想定される施設
(店舗等という)を管理する者で
自らが管理する店舗等で補助対象事業を実施する者



など

但し、以下の条件を満たす事

- (1) 市税を滞納していないこと
- (2) 自らWi-Fi接続設備の整備に伴い、必要となる契約を締結すること
- (3) 補助対象事業に関して本事業以外から重複して補助を受けないこと

【 2 】 補助対象地域

市内を「優先地域」「その他地域」に分け、優先地域に所在する店舗等に対して優先して補助を行う。

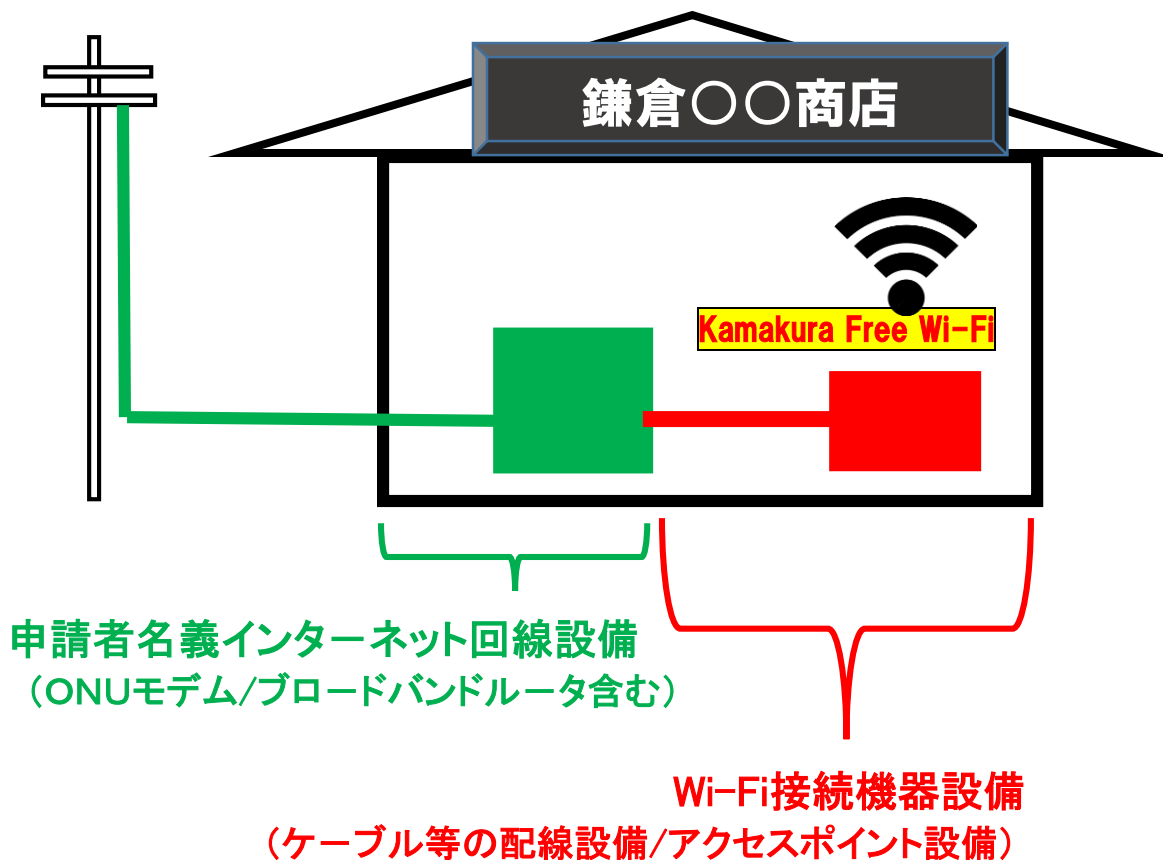
(1) 優先地域

- ・ 扇ガ谷一丁目、扇ガ谷二丁目、扇ガ谷三丁目、扇ガ谷四丁目
- ・ 御成町
- ・ 小町一丁目、小町二丁目、小町三丁目
- ・ 笹目町
- ・ 佐助一丁目、佐助二丁目
- ・ 浄明寺二丁目、
- ・ 二階堂、
- ・ 西御門一丁目、西御門二丁目
- ・ 長谷一丁目、長谷二丁目、長谷三丁目、長谷四丁目、長谷四丁目、長谷五丁目
- ・ 山ノ内
- ・ 由比ガ浜一丁目、由比ガ浜二丁目、由比ガ浜三丁目、由比ガ浜四丁目、
- ・ 雪ノ下、雪ノ下一丁目、雪ノ下二丁目、雪ノ下三丁目、雪ノ下四丁目、雪ノ下五丁目

(2) その他地域

市内の優先地域以外の地域を指す。

【 3 】 補助対象経費



(1) 自己名義の回線に接続するアクセスポイント等の設備

- ① アクセスポイント1基の調達に要する経費
- ② ケーブル(2メートル以内)等の配線設備に要する経費
- ③ ①②の機器設置・設定に要する経費

(2) (1)の設備に伴って開設が必要となるインターネット回線に係る設備

- ① インターネット回線1本の開設に要する経費
※新規にインターネット回線を設置する場合は、今年中に申請していただく必要があります!

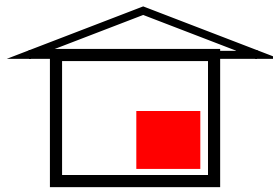
【 4 】 補助金の額

Wi-Fi接続設備の種類	補助限度額
(1) 自己名義回線に接続するアクセスポイント等の設備	50,000円
(2) 上記(1)、及び上記(1)の整備に伴って開設が必要となるインターネット回線に係る設備	87,000円

※消費税は補助対象外

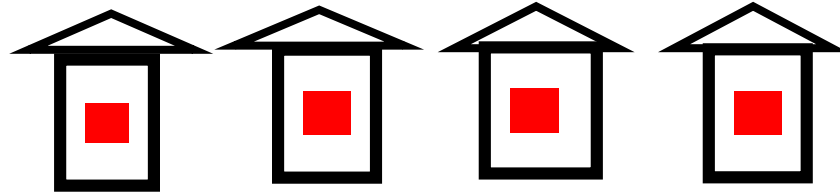
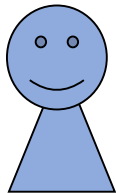
【 5 】 補助対象件数

① 原則



原則、補助対象者は
1件の補助対象事業につき
1棟の店舗等において
1箇所(∴1台)のWi-Fi接続設備の整備

② (チェーン店の様に)市内に複数の店舗等がある場合

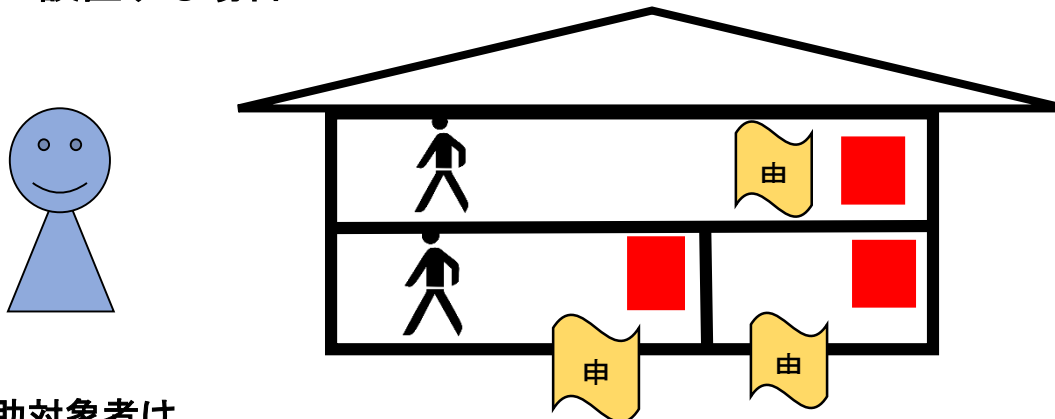


補助対象者は、所在の異なる店舗等において
それぞれ1件の補助対象事業が出来る



※申請書はWi-Fi接続機器 ■1箇所(1台)毎に提出してください。

③ 1店舗等内で、複数箇所(複数台)のWi-Fi接続機器を設置する場合



補助対象者は、

(1) 壁または天井で仕切られた異なる居室、または階におけるWi-Fi接続設備の整備であること

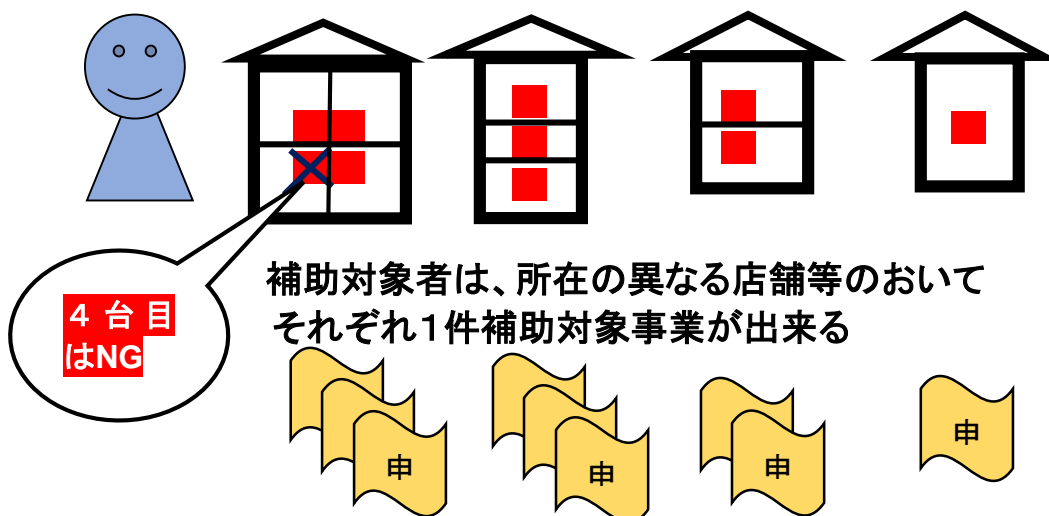
(2) その他複数のWi-Fi接続設備の整備に合理性があることを協会が認めた場合、

1棟の店舗等において、**3箇所(∴3台)**まで補助対象事業を行える。

(ケーブルが2メートル以上必要となる場合、別途実費が発生するので、**ご注意ください**)

※申請書はWi-Fi接続機器 ■1箇所(1台)毎に提出してください。

④ ②と③の組み合わせの場合



補助対象者は、所在の異なる店舗等においてそれぞれ1件補助対象事業が出来る

4台目はNG

※申請書はWi-Fi接続機器 ■ 1箇所(1台)毎、提出してください。

【 6 】 交付決定にあたっての優先順位

- (1) **本事業予算の範囲内**で交付申請を受付け、審査及び交付決定を行う。
- (2) 交付申請を**先着順**に受付け、審査及び交付決定を行う。
- (3) 【 2 】「優先地域」「その他地域」、及び【 5 】補助対象件数の組み合わせは以下の通り。

優先地域	その他地域
1店舗等における 1件目(∴1台目) の補助対象事業 1	1店舗等における 1件目(∴1台目) の補助対象事業 2
1店舗等における 2件目(∴2台目) の補助対象事業 3	1店舗等における 2件目(∴2台目) の補助対象事業 4
1店舗等における 3件目(∴3台目) の補助対象事業 5	1店舗等における 3件目(∴3台目) の補助対象事業 6